

## 呉ポートピアパーク管理運営規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるもののほか、呉ポートピアパーク設置条例施行規則（平成12年6月30日規則第40号。以下「規則」という。）第7条の規定により、呉ポートピアパーク（以下「ポートピア」という。）の管理運営について、必要な事項を定めるものとする。

### (使用申請の受付)

第2条 ポートピアの施設等の使用申請書は、使用日より3か月前の月の最初の開園日より受け付けるものとし、受付時間は、午前9時から午後8時までとする。なお、市長（ポートピアパークの管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者。）がやむを得ない事由を認めた場合は、FAX等による使用申請も受け付けることとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる使用は、随時受け付けるものとする。

- (1) 呉市が使用する場合
- (2) 国、他の地方公共団体及びその他公共団体が使用する場合
- (3) 園内広場を使用してイベントを開催する場合
- (4) その他市長が特に必要と認める場合

### (施設等の年間使用申込及び使用申請)

第3条 6か月以上の期間、毎月定期的を実施する行事等で、かつ、同時に複数の施設を使用しない場合に限り、実施する年度を通し最長で年度末までの使用申込ができるものとする。

年間使用申込書の受け付けは、使用日より3か月前の月の最初の開園日から末日まで（以下「申請期間」という。）とする。

2 使用申込をした行事等については、前期分（4月から9月）と後期分（10月から3月）の使用申請書をそれぞれの申請期間に受け付けるものとする。

### (使用許可及び使用申込の取消し)

第4条 許可した目的以外の使用をされた場合は、使用の許可及び使用申込を取り消すことができるものとする。

2 前条の使用申込をした者が申請期間内に使用申請書の提出及び使用料の納付が無い場合又は市の行事などやむを得ない理由がある場合は、使用申込を取り消すことができるものとする。

### (使用料の納付)

第5条 削除

### (使用料の減免)

第6条 呉ポートピアパーク設置条例（平成12年6月15日呉市条例第31号）

第8条第3項の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額について行うものとする。ただし、第3号の規定に該当する場合における付属設備及び器具使用料については、減免は行わない。

- (1) 呉市が主催，共催する行事に利用する場合又は呉市から使用料免除の副申が提出された行事に利用する場合 使用料全額
  - (2) 前号に掲げる行事以外の行事で，呉市が公益上必要と認め，後援する行事に利用する場合 使用料の3分の1又は3分の2相当額（10円未満の端数が生じたときは，当該端数を切り上げるものとする。）
  - (3) 学校，保育所，幼稚園，社会福祉施設，病院等が実施する遠足，又はレクリエーションの行事等で雨や風等で緊急に施設等（机，イスを含む。）を利用する場合 使用料全額
  - (4) ボランティア活動団体に対する施設利用に関する取扱要領（平成10年10月1日実施）第2条に規定するボランティア活動団体及びこれに準ずると市長が認める団体が公的な活動のために使用するとき。
- 2 規則第5条第1項第3号の公の団体又は営利を目的としない団体については，別表のとおりとする。
- 3 使用料の減免を受けようとする者は，市長に減免申請書を提出しなければならない。ただし，呉市が主催，共催及び後援する行事，又は呉市が業務として施設等を使用する場合は，この限りでない。

（使用権譲渡等の禁止）

第7条 削除

（使用時間の計算及び超過繰上）

第8条 削除

（施設の使用時間）

第9条 ポートピアの施設のうち，次の各号に掲げる施設の使用時間は，当該各号に掲げるとおりとする。ただし，市長が特に必要と認める場合は，当該使用時間を臨時に変えることができる。

- (1) こども館 午前9時から午後6時まで（ただし，6月最終土曜日から8月末日までは午後7時まで）
- (2) 展示コーナー 午前9時から午後6時まで
- (3) 旧呉市電 午前9時から午後6時まで
- (4) ベビールーム及び一休館 午前9時から午後6時まで（ただし，6月最終土曜日から8月末日までは午後7時まで）
- (5) じゃぶじゃぶ池及びめだか池 6月最終土曜日から8月末日までの午前9時30分から日没まで

付 則

この規程は、平成14年4月1日から実施する。

付 則（平成23年2月24日）

この規程は、平成23年3月1日から実施する。

付 則（平成29年2月24日）

この規定は、平成29年3月1日から実施する。

改正 平成21年7月14日

平成23年2月24日

平成29年2月24日

別表（第6条関係）

公の団体又は営利を目的としない団体
自治会，社会福祉協議会，民生委員協議会，青少年補導員連絡協議会，交通安全推進協議会，老人クラブ，農区長会，遺族会，郷土史研究会，身体障害者福祉協会，農業振興協議会，納税貯蓄組合，保護司会，母子会，原爆被爆者友の会，防犯協会，消防団，同済義会，呉市手をつなぐ育成会，人権教育啓発推進協議会，呉市消費者協議会，呉市健康運動推進協議会連合会及びその加盟団体，呉市すこやか子育て協会（育児・子育て支援サークル），呉市明るい選挙推進協議会，呉市地区まちづくり委員会・協議会，子ども会，女性会，体育協会，文化団体連合会，ボーイ・ガールスカウト，スポーツ少年団，海洋少年団，小・中P. T. A. 及び小・中P. T. A. を含むP. T. A. 組織，レクリエーション協会，少年合唱団など